

1 後見開始の審判申立書

受付印	後 見 開 始 申 立 書
貼用収入印紙 円	〔注意〕登記手数料としての収入印紙は、貼らずにそのまま提出してください。 この欄に申立手数料としての収入印紙800円分を貼ってください（貼った印紙に押印しないでください）。
予納郵便切手 円	
予納収入印紙 円	

準 口 頭	関連事件番号	平成	年(家)	第	号
-------	--------	----	------	---	---

○ ○ 家 庭 裁 判 所 申 立 人 の 平 成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 御 中 日 記 名 押 印	東 田 良 夫 印
--------------------------------------------------------	-----------

添 付 書 類	〔同じ書類は1通で足りず。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。〕	
<input type="checkbox"/>	本人の戸籍謄本（全部事項証明書）	<input type="checkbox"/> 本人の住民票又は戸籍附票
<input type="checkbox"/>	本人の登記されていないことの証明書	<input type="checkbox"/> 本人の診断書（家庭裁判所が定める様式のもの）
<input type="checkbox"/>	本人の財産に関する資料	<input type="checkbox"/> 成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票

申 立 人	住 所	〒 ○○○ - ○○○○ ○○○市○○町○丁目○番○号	電話 ○○○ (○○○) ○○○○ (方)
	フリガナ氏名	ヒガシ ダ ヨシ オ 東 田 良 夫	大正昭和 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 生 歳
	職 業	会 社 員	
本 人 と の 関 係	※ 1 本人 2 配偶者 ③ 四親等内の親族（二男） 4 未成年後見人・未成年後見監督人 5 保佐人・保佐監督人 6 補助人・補助監督人 7 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人 8 その他（ ）		
	本(国)籍(籍)	○ ○ 都 道 府 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁 目 ○ 番 地	
本 人	住 所	〒 ○○○ - ○○○○ ○○○市○○町○丁目○番○号	電話 ○○○ (○○○) ○○○○ (方)
	フリガナ氏名	ヒガシ ダ ヨシ コ 東 田 良 子	大正昭和 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 生 歳
	職 業	無 職	

〔注〕太わくの中だけ記入してください。 ※の部分は当てはまる番号を○で囲み、3又は8を選んだ場合には、()内具体的に記入してください。 後見(1/2)

申 立 て の 趣 旨
本 人 に つ い て 後 見 を 開 始 す る と の 審 判 を 求 め る 。

申 立 て の 理 由
(申立ての動機、本人の生活状況などを具体的に記入してください。)

- 1 申立人は本人東田良子の二男です。
- 2 本人は昭和○年○月○日東田太郎と婚姻しましたが、太郎は平成○年○月○日死亡しました。太郎の遺産としては別紙目録に記載した土地建物があります。
- 3 本人は太郎と婚姻中から認知症の症状を呈していましたが、太郎の適切な監護があったので、病状は悪化することはありませんでした。
- 4 太郎の死後、本人の病気が進行して、身の回りの始末はかるうじてできますが、簡単な計算すらできない状態になってしまいました。
- 5 担当医師は本人を○○病院に入院させて治療を受けさせるよう勧告しています。
- 6 よって、申立人は本人を○○病院に入院させ、その療養看護に努めることにし、併せて亡太郎が残した遺産の相続問題を解決したいので、この申立てをします。

成年後見人候補者 (適当な人がいる場合合せてください。)	いづれかを○で囲んでください。	住 所	〒	—	電話	() () () (方)	
	①申立人と同じ(右欄の記載は不要) 2.申立人以上(右欄に記載)	フリガナ氏名			大正昭和 平成	年 月 日 生 歳	
		職 業			本人との関係		
		勤務先			電話	() () () (方)	

〔注〕太わくの中だけ記入してください。 後見(2/2)

〔解説〕

根拠

後見開始（民7）の申立ては、別表第1の1の項の家事審判事件である。

概要

- 1 後見の開始申立て 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者について、家庭裁判所は、申立権者の請求により、後見開始の審判をすることができる（民7）。精神上の障害により「事理を弁識する能力を欠く常況」の程度については、行為の結果について是非を弁別する能力を欠いていることをいう。これには、一時的に本心に復する場合も含むと解されている。
- 2 成年後見人選任申立て 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人として、これに成年後見人が付される（民8）。後見開始の審判をするとき、家庭裁判所は、職権で、成年後見人を選任するから（民843①）、この場合、成年後見人選任申立ては不要である。
- 3 保佐開始の審判等の取消し 家庭裁判所は、後見開始の審判をする場合、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない（民19①、家事手続別表1②③④）。取消審判は、家庭裁判所の職権で行われる。
- 4 成年被後見人がした法律行為の取消し 成年被後見人がした法律行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除いて、これを取り消すことができる（民9）。取消権者は、成年被後見人及び成年後見人である（民120①）。
- 5 家庭裁判所の考慮事項 家庭裁判所は、成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及び代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない（民843④）。

経過規定（禁治産宣告の効力）

- (1) 成年後見に関する民法改正法（平成11年法律149号）は、平成12年4月1日から施行されている。改正前の民法（以下、「旧法」という）の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなされる（民法改正法平11法149附則3①）。
- (2) 成年被後見人、成年後見人若しくは成年後見監督人とみなされる者又は当該成年被後見人とみなされる者の配偶者若しくは四親等内の親族は、後見の登記を申請することができる（後見登記附則2①）。

10 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）審判申立書

受付印	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託申立書
	(この欄に申立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってください)
収入印紙 800円 予納郵便切手 円	(貼った印紙に押印しないでください。)

後見開始の事件番号	平成 ○ 年(家)第 ○○ 号
-----------	-----------------

○ ○ 家庭裁判所 御中	申 立 人	甲 野 一 郎 印
平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	の 記 名 押 印	

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) <input type="checkbox"/> 住民票（開始以降に住所の変更があった場合のみ） <input type="checkbox"/> 財産管理後見人の同意書 <input checked="" type="checkbox"/> 成年後見監督人の同意書 <input type="checkbox"/> 必要性に関する報告書
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

申立人	住(事務所)	〒 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁目 ○ 番 ○ 号	電話 ○ ○ ○ (○ ○ ○) ○ ○ ○ ○ () 方
	郵便物等の回送を受け取る場所	■上記の住所(事務所)と同じ 〒 -	
フリガナ氏名	コウ ノ イチ ロウ 甲 野 一 郎		
成年被後見人	本(国籍)	○ ○ 都 道 府 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁目 ○ 番 ○ 号	
	住所	〒 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁目 ○ 番 ○ 号 () 方	
	居所	〒 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁目 ○ 番 ○ 号 () 方	
	フリガナ氏名	コウ ノ タロウ 甲 野 太 郎	

(注) 太枠の中だけ記入してください。(1/3)

申 立 て の 趣 旨
(該当する□にチェックしたものを)

(郵便物の回送嘱託) 日本郵便株式会社に対し、成年被後見人の(■住所、□居所)に宛てて差し出された成年被後見人宛での郵便物を申立人(成年後見人)に配達すべき旨を嘱託するとの審判を求める。

(信書便物の回送嘱託) _____ に対し、成年被後見人の(□住所、□居所)に宛てて差し出された成年被後見人宛での民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物を申立人(成年後見人)に配達すべき旨を嘱託するとの審判を求める。

申 立 て の 理 由

回送嘱託の必要性は、以下の□にチェックしたとおりである。

1 成年被後見人に選任されてから1年以内における初回申立て

(1) 成年被後見人は自宅に独居しているが、自ら郵便物等を管理することができず、かつ、後記4に具体的に述べるとおり、これを管理することができる親族から、成年被後見人への郵便物等の引渡しについての協力を得られない。

(2) 成年被後見人は施設に入所中であるが、自ら郵便物等を管理することができず、かつ、後記4に具体的に述べるとおり、これを管理することができる施設から、成年被後見人への郵便物等の引渡しについての協力を得られない。

(3) 成年被後見人は親族と同居しているが、自ら郵便物等を管理することができず、かつ、後記4に具体的に述べるとおり、これを管理することのできる同居の親族から、成年被後見人への郵便物等の引渡しについての協力を得られない。

(4) その他(具体的な事情は、後記4に具体的に述べるとおりである。)

2 成年被後見人に選任されてから1年以上経過した後における初回申立て
これまでの財産・収支の管理及びその把握について生じていた支障に関する具体的な事情は、後記4に具体的に述べるとおりである。

3 再度の申立て
前回の回送期間内に財産・収支の状況を把握できなかった具体的な事情は、後記4に具体的に述べるとおりである。

4 具体的な事情
申立人は、成年被後見人の長男で、平成●年●月●日、御庁において後見人に選任されました。成年被後見人は、認知症で物忘れが激しく、配達された郵便物を廃棄するなど自ら管理をすることができません。また、他の親族は、郵便物の管理につき協力を求めましたが、遠方に住んでいるため協力を得ることができませんでした。

回送嘱託を行う集配郵便局等 別添のとおり(省略)

(注) 太わくの中だけ記入してください。(2/3)

〔解説〕

根拠

成年被後見人に宛てた郵便物等の囑託（民860の2①）は、別表1の12の2の項の審判事件である。

概要

成年被後見人が自ら郵便物等を管理することができない場合、家庭裁判所は、成年後見人が、適切な財産調査等その他の事務を行うに当たり必要があると認めるときは、成年後見人の請求により、日本郵便株式会社等（郵便2）信書の送達の事業者（以下「信書送達事業者」という。）に対し、期間を定めて郵便物等を後見人の住所又は居所に回送する旨囑託（回送囑託）することができる。

1 回送の必要性

成年被後見人が、自ら郵便物等を管理することができない場合であり、かつ以下のような場合は、回送の必要性が認められると考えられる。

- (1) 本人が独居であり、郵便物等の管理や成年後見人への郵便物等の引渡し等について親族等の協力も得られない場合
- (2) 本人が施設入所中であるが、郵便物等を管理することができる施設から、郵便物等の管理や成年後見人への郵便物等の引渡し等について協力を得られない場合
- (3) 本人は親族と同居しているが、郵便物等を管理することができる親族から成年後見人への郵便物等の引渡し等について協力が得られない場合

2 回送の対象

郵便物又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第3項に規定する信書便物（民860の2①）

3 回送期間

6箇月を超えない期間（民860の2②）

4 その他

- (1) 成年後見人は、回送囑託等により受け取った郵便物等を開封して見ることができるが、後見事務に関係のないものについては、速やかに成年被後見人に交付しなければならない（民860の3①②）。
- (2) 成年被後見人は、成年後見人に対し、郵便物等の閲覧を求めることができる（民860の3③）。

申立手続

- 1 申立権者 成年後見人（民860の2①）
- 2 管轄 後見開始の審判をした家庭裁判所（家事手続117②）
- 3 申立費用 収入印紙800円（民訴費3①・別表1⑮）、予納郵便切手1,246円（500円2枚、82円2枚、62円1枚、20円1枚）